障害者歯科

口腔外科

1. 「障害者歯科」とは?

歯科治療の一分野で、障害者(身体障害、知的障害、精神障害があるため長期にわたり日常生活や社会生活に 相当な制限を受ける方)の歯科医療を行うことです。対象となる方も、脳性麻痺、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、自閉症、 筋ジストロフィー、脳血管障害、嚥下障害など、非常に広い分野の障害を持っています。

2. 一般的な治療法は?

障害者は決して特別な存在ではありませんので、健常者への治療内容と同じように行なわれています。 しかし、障害者が歯科医療を受ける際に、通常の歯科医療が困難な場合もあります。歯科に対する適応性や 医学的管理に問題が生じる場合には、各々の障害に対する配慮や工夫を行い、通常の歯科医療を提供してい ます。 近年、呼吸器疾患、循環器疾患、糖尿病など、広範囲の疾患に口腔内細菌が関連していると報告さ れています。そのような疾患に罹患している方は、障害をお持ちになることも多く、口腔ケアへの対策にも 積極的に参加しています。

3. 本病院で行われている治療法は?

地域の歯科医院や石川県歯科医師会口腔保健センターにおいて、障害者の歯科治療が積極的に行われています。しかし、障害の種類や程度および歯科治療の内容によっては、本病院での治療が必要な方がいらっしゃいます。

そのような方には、本院麻酔科や小児科との協力で、静脈内鎮静法や全身麻酔法での歯科治療を行っています。事前に、静脈内鎮静法や全身麻酔法が可能か検査を行います。静脈内鎮静法の場合、日帰り入院か一泊入院が選択可能です。治療日に入院していただき、当日治療を行います。日帰り入院の場合は治療後問題がなければ、夕方に退院可能です。

全身麻酔法の場合は、治療の前日に入院していただき、翌日(入院2日目)に全身麻酔での治療を行います。治療後は問題がなければ翌日(入院3日目)に退院となります。多くの場合、2泊3日で退院となります。当院では、全身麻酔法で年間約10名の方が障害者歯科治療を受けています。



金沢医療センター Kanazawa Medical Center 〒920-8650 金沢市下石引町1番1号 Tel (076) 262-4161 FAX (076) 222-2758